

定期積金規定

1. (掛金の払込み)

- (1) この積金は、通帳（証書表面）記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳（証書）を持参してください。
- (2) この積金は、当店のほか当連合会のどこの店舗でも預入れができます。

2. (口座振替による掛金の払込み)

- (1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当連合会所定の書面によって当店に届出ください。
- (2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかるわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。

掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。

- (3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛け方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。

なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。

3. (証券類の受け入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当連合会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかるわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間で繰延べます。または通帳（証書表面）記載の利回に準じた割合による遅延利息をいただきます。この場合、平均遅延日数6日以上のものに限ります。

6. (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は通帳（証書表面）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳（証書表面）記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当連合会がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記の①、②の計算に適用する利率は、次の通りとします。
 - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの
解約日における普通貯金利率
 - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの

約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、普通貯金利率とします。）

- ④ この計算の単位は1円とします。

7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳（証書表面）記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、平均先払日数6日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通貯金利率によって計算した利息を支払います。

9. (解約)

- (1) この積金を解約するときは、所定の払戻請求書（証書式の場合は証書裏面の受取欄）に届出の印章により、記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手続に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当連合会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当連合会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この積金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当連合会はこの積金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当連合会が取引を継続することが不適切である場合には、当連合会はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金口座を解約することができるものとします。
- ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関する虚偽の申請をしたことが判明した場合
- ② 積金契約者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

10. (届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等)

- (1) この通帳（証書）や印鑑を失ったとき、または、印鑑、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当連合会に過失がある場合を除き、当連合会は責任を負いません。
- (2) この通帳（証書）または印鑑を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当連合会所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当連合会に届出ください。貯金者の成

年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当連合会に届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当連合会に届出してください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当連合会に届出してください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

この通帳（証書）、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盜難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 積金契約者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当連合会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当連合会への通知が行われていること
 - ② 当連合会の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当連合会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当連合会は、当連合会へ通知が行われた日の30日（ただし、当連合会に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当連合会が証明した場合は、当連合会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当連合会への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当連合会が証明した場合には、当連合会は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当連合会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - B 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 積金契約者が、被害状況についての当連合会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれ

に付隨して行われたこと

- (5) 当連合会が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当連合会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当連合会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当連合会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳（証書）は、譲渡、質入れはできません。
- (2) 当連合会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当連合会所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当連合会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当連合会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当連合会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当連合会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当連合会に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（通帳）は直ちに当連合会に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当連合会に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当連合会の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当連合会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日までとして、利率、料率は当連合会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当連合会の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当連合会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当連合会は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当連合会からの利子の支払に係るものをお除きます。）。
- (2) 積金契約者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと

(この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。

- ① 公告の対象となる積金であるかの該当性
- ② 積金契約者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (3) 積金契約貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
- (4) 貯金者等からの残高の確認があつたこと
- (5) 貯金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があつたこと
 - ① 自動入金の振替元口座の変更
 - ② 解約時の振替先口座の変更
 - ③ 姓名や住所等の届出事項の変更
 - ④ 取扱店舗の変更
 - ⑤ 相続などによる口座名義人の変更
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の貯金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当連合会が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合は当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当連合会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの積金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当連合会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の貯金について、前各号に掲げる事由が生じたこと他の貯金に係る最終異動日等

19. (この取引に係る貯金の最終異動日等)

この取引における貯金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第17条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、積金契約者等は、当連合会を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当連合会が承諾したときは、積金契約者は、当連合会に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 積金契約者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当連合会に委任します。
- ① この積金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当連合会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当連合会がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当連合会に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権が消滅したことにより、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

21. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当連合会所定の各種貯金規定のほか、現金自動預入支払機による定期性貯金取引規定により取扱います。

22. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当連合会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020.04.01)